

政令第九十号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十八条第二号及び第三号に掲げる物（改正前の同条第二号及び第三号に掲げる物を除く。）であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和十一年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。